

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

(神戸まちづくり協議会)

宇陀市監査委員

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体の監査

## 2 監査の対象

- (1) 援助団体 神戸まちづくり協議会
- (2) 対象年度 令和2年度及び令和3年度
- (3) 所管部署 市長公室地域振興課

## 3 監査の期間

令和5年1月23日から令和5年3月23日

## 4 監査の方法

令和2年度及び令和3年度における財政援助団体の出納その他の事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼に実施した。

監査の実施にあたっては、監査対象団体及び監査対象部署に提出を求めた関係書類の調査とともに、関係者に対する質問を行うなどにより実施した。

## 5 事業の内容

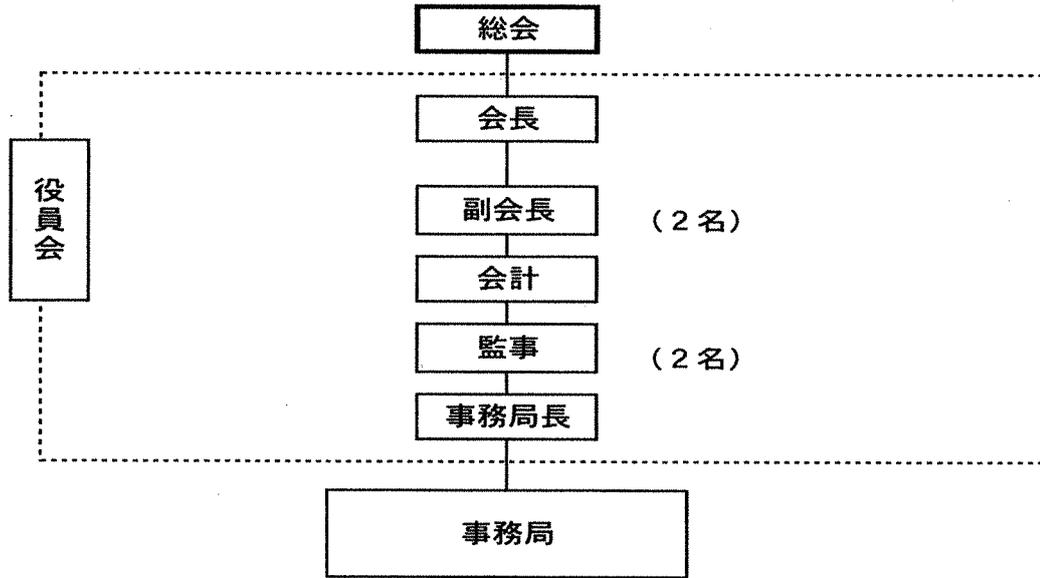
### (1) 神戸まちづくり協議会の概要

名 称	神戸まちづくり協議会
設 立 年 月 日	平成30年3月31日
設 立 目 的	神戸地域の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努め、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。
協 議 会 の 区 域	黒木 迫間内垣内 迫間阿騎野 迫間高校前 中庄 拾生内垣内 拾生川原町 西山内垣内 西山川向 西山下垣内 岩室内垣内 岩室五十軒
協 議 会 の 事 務 所	宇陀市大宇陀迫間25（大宇陀地域事務所内）
役 員 構 成	(1)会長（1名） (2)副会長（2名） (3)会計（1名） (4)監事（2名） (5)事務局長（1名）

### (2) 神戸まちづくり協議会の組織

設立目的を達成するため、神戸まちづくり協議会の組織は次のとおりである。

神戸まちづくり協議会組織図



所在地 大宇陀地域事務所内(大宇陀迫間25)

役員:会長1名、副会長2名、会計1名、監事2名、事務局長1名

(3) 主な事業

平成30年3月31日に設立した神戸まちづくり協議会は、設立目的を達成するために、次の事業を行っている。

- 1 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- 2 福祉、健康づくり等に関する事業
- 3 環境美化・環境保全等・住環境整備に関する事業
- 4 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- 5 産業振興等に関する事業
- 6 地域住民の交流又は連帯に関する事業
- 7 地域の団体育成に関する事業
- 8 地域計画の策定に関する事業
- 9 その他地域づくりに関する事業

事業の実施については、事務局を中心に計画、実施している。

① 令和2年度

- ア フレンドサロン(7月3日 9月26日 12月3日 3月3日)
- イ マスクケース進呈(大宇陀こども園)9月30日
- ウ まち協物置購入 12月15日
- エ とくし丸移動販売支援 1月 本郷老人憩の家で開始
- オ ワイヤレスアンプマイク購入 3月26日

カ いきいき百歳体操 西山川向ふれあいセンター 32回/年  
 ※地域環境整備事業活動、視察研修、防災訓練コロナ禍により中止。

② 令和3年度

- ア フレンドサロン (7月2日 11月5日 12月4日)
- イ 地域環境整備事業活動 (6月6日 9月12日)
- ウ 防災ボックス購入 各戸配布 3月29日
- エ いきいき百歳体操 西山川向ふれあいセンター 39回/年  
 ※視察研修、防災訓練コロナ禍により中止

(4) 補助金の交付状況

神戸まちづくり協議会へ交付された宇陀市いきいき地域づくり補助金は次のとおりである。

補助金の名称	補助金の交付額	
	令和3年度	令和2年度
いきいき地域づくり補助金	537,000円	537,000円
特別活動支援補助金	—	—

6 監査の結果

財政援助団体に係る出納その他の事務について監査した結果、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、監査における個別の意見は次のとおりである。

(1) 財政援助団体に関する事項

平成30年3月30日に宇陀市のまちづくり協議会22団体の22番目として発足した。事業活動は、自治会やPTA、消防団関係団体はじめ住民一人ひとりの支援や協力によって成り立っており、その事業活動を行うための資金は、市からの補助金となっている。

取組としての事業は、地域環境整備事業活動支援としての美化活動、年間を通じてのいきいき百歳体操が実施されている。

また、事業予定であった視察研修や防災訓練については、新型コロナウイルス感染予防の観点から中止されている。

団体の特性を発揮し、住民ニーズに応じた事業活動に今後とも積極的に取り組むとともに、より一体化した団結力があり、きめ細やかで柔軟な対応による地域住民主体のまちづくりが行われることを期待する。

(2) 所管課に関する事項

まちづくり協議会の活動を支援するため、各地域に地域支援員を配置し、地域の実情に応じたまちづくり協議会の支援を行っている。

まちづくり協議会の活動は、地域住民が主体的に行うべきではあるが、地域支援員等を通じて、活動の支援を行政が行う必要がある。今後ともまちづくり協議会との連携を密にして、積極的な支援に努め、所期の目的を達成するための指導や助言を適切に行われたい。